

第7期越前市障がい福祉計画
第3期越前市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

越 前 市

目 次

第1項 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の重点項目	1
5	計画期間	1
6	計画の策定体制	2
7	計画の進行管理	2
8	障がいのある人の状況	2

第2項 令和8年度における成果目標の設定

1	施設入所者の地域生活への移行	7
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援の充実	8
4	福祉施設から一般就労への移行等	8
5	障がい児支援の提供体制の整備等	10
6	相談支援体制の充実・強化等	11
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	12

第3項 障がい福祉サービスの見込量

1	訪問系サービス	
(1)	居宅介護	13
(2)	重度訪問介護	13
(3)	同行援護	13
(4)	行動援護	13
(5)	重度障がい者等包括支援	14
2	日中活動系サービス	
(1)	生活介護	14
(2)	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	14
(3)	就労移行支援	15
(4)	就労継続支援（A型・B型）	15
(5)	就労選択支援	15
(6)	就労定着支援	15
(7)	療養介護	16
(8)	短期入所	16

3	居住系サービス	
(1)	自立生活援助	16
(2)	共同生活援助	16
(3)	施設入所支援	17
4	相談支援	
	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	17
5	障がい児支援	
(1)	児童発達支援	18
(2)	放課後等デイサービス	18
(3)	保育所等訪問支援	18
(4)	医療型児童発達支援	18
(5)	居宅訪問型児童発達支援	19
(6)	障がい児相談支援	19

第4項 地域生活支援事業

1	理解促進研修・啓発事業	20
2	自発的活動支援事業	20
3	相談支援事業	
(1)	障害者相談支援事業	20
(2)	基幹相談支援センター	20
4	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	21
5	意思疎通支援事業	21
6	日常生活用具給付等事業	22
7	移動支援事業（個別支援型）	22
8	地域活動支援センター事業	23
9	福祉ホーム事業	23
10	訪問入浴サービス事業	24
11	知的障がい者職親委託事業	24
12	日中一時支援事業	24
13	社会参加促進事業	25

資料編

1	越前市障がい福祉計画等策定委員会委員一覧	26
2	越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則	27

第1項 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成25年4月に施行された障害者総合支援法は、自立と共生の地域社会づくりを目指し、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲に難病等が加わり、障害種別にかかわらず、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、社会的障壁の除去に資するよう、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むための自立支援を目的とした共通の福祉サービスが提供されるよう定め、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として掲げています。

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進み、障がい福祉サービスのニーズがますます複雑多様化する中、令和3年5月には改正障害者差別解消法が施行されるなど、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら地域で安心して生活できるまちづくりのため、これらの法律に基づき、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県は障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定することとなります。

本市では、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針に則して令和8年度末における目標値を設定し、各種福祉サービスの必要量を見込むとともに、本市の実情に応じたサービスを提供するための体制や推進のための方策を「第7期越前市障がい福祉計画」及び「第3期越前市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）として一体的に定めます。

2 計画の基本理念

本計画は、市障がい者計画及び第6期市障がい福祉計画（以下「第6期計画」という。）の基本理念である「障がいのある人もない人もお互いに認め合い、支え合うまちづくりの実現」を継承します。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定します。

「市障がい者計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対し、本計画は、主に障がい福祉サービス等の見込量とその確保のための方策を示す計画として位置づけます。

4 計画の重点項目

本計画では、本市における特色や強度行動障がいなどの課題を踏まえ、以下のことに重点を置き取り組みます。

- ・就労支援サービスの提供を推進することにより、障がいのある人の自立を支援します。
- ・地域生活支援拠点等の整備の充足や相談支援体制の強化を図り、地域における生活を支援します。
- ・障がいのある子どもに対する支援体制の整備を促進します。

5 計画期間

本計画は、障害者総合支援法の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づ

き策定した令和3年度から5年度までの第6期計画の達成状況や課題を踏まえたうえで、令和6年度から8年度までの3年間の計画とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉計画等策定委員会を設置し、有識者、福祉関係機関、障がいのある人やその家族などの障がい者団体からの意見を反映しました。

7 計画の進行管理

計画の進行管理については、第6期計画の推進体制を継承するとともに、丹南地区自立支援協議会との連携を強化します。

8 障がいのある人の状況

(1) 障がいのある人の数

①心身に障がいのある人

■障害者手帳交付者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 4年度/30年度
身体障害者手帳	3,352	3,291	3,247	3,231	3,162	-5.7%
療育手帳	684	700	713	726	737	7.7%
精神障害者 保健福祉手帳	613	655	683	729	771	25.8%
合計	4,649	4,646	4,643	4,686	4,670	0.5%

資料：県障がい福祉課（各年度末日）

②身体に障がいのある人

■身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 4年度/30年度
身体障がい者(児)		3,352	3,291	3,247	3,231	3,162	-5.7%
内訳	18歳未満	53	53	47	53	51	-3.8%
	18歳以上	3,299	3,238	3,200	3,178	3,111	-5.7%

資料：県障がい福祉課（各年度末日）

■身体障害者手帳所持状況（令和4年度障がい別）

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	79	67	16	11	34	7	214
聴覚・平衡機能障がい	9	61	35	94	3	93	295
音声・言語・そしゃく機能障がい	2	2	16	12			32
肢体不自由	286	280	324	420	150	79	1,539
内部障がい	548	15	301	218			1,082
合計	924	425	692	755	187	179	3,162

資料：県障がい福祉課（年度末日）

■身体障害者手帳所持状況（年齢別）

単位：人

年齢	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～17才	53	1.6%	53	1.6%	47	1.4%	53	1.6%	51	1.6%
18～30才	65	1.9%	66	2.0%	71	2.2%	69	2.1%	73	2.3%
31～64才	725	21.6%	712	21.6%	680	20.9%	663	20.5%	662	20.9%
65才～	2,509	74.9%	2,460	74.7%	2,449	75.4%	2,446	75.7%	2,376	75.1%
合計	3,352		3,291		3,247		3,231		3,162	

資料：県障がい福祉課（各年度末日）

③知的障がいのある人

■療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 4年度/30年度
知的障がい者(児)		684	700	713	726	737	7.7%
内訳	18歳未満	142	149	129	143	141	-0.7%
	18歳以上	542	551	584	583	596	10.0%

資料：県障がい福祉課（各年度末日）

■療育手帳の所持状況

単位：人

		A 1 (重度)	A 2 (合併障がい)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
平成30年度	18歳未満	38	1	38	65	142
	18歳以上	186	11	196	149	542
	合計	224	12	234	214	684
令和元年度	18歳未満	35	1	41	72	149
	18歳以上	190	11	194	156	551
	合計	225	12	235	228	700
令和2年度	18歳未満	32	1	38	58	129
	18歳以上	200	12	195	177	584
	合計	232	13	233	235	713
令和3年度	18歳未満	37	1	46	59	143
	18歳以上	194	12	197	180	583
	合計	231	13	243	239	726
令和4年度	18歳未満	38	3	39	61	141
	18歳以上	194	12	207	183	596
	合計	232	15	246	244	737

資料：県障がい福祉課（各年度末日）

④精神障がいのある人

■精神障害者保健福祉手帳の所持状況

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 4年度/30年度
1 級	26	29	27	23	28	7.7%
2 級	445	485	509	552	569	27.9%
3 級	142	141	147	154	174	22.5%
合 計	613	655	683	729	771	25.8%

資料：県障がい福祉課（各年度末日）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 4年度/30年度
受給者数	1,349	1,495	1,020	1,695	1,745	29.4%

資料：市社会福祉課（各年度末日）

⑤難病患者（特定疾患を含む）の状況

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率 4年度/30年度
受給者数	566	576	615	601	639	12.9%

資料：県丹南健康福祉センター（各年度末日）

(2) 障がいのある児童・生徒の就学状況

①特別支援学級の状況

■特別支援学級在籍者数

単位：人

在籍者	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率 5年度/元年度
小学校	83	82	98	104	114	37.3%
中学校	55	52	47	53	51	-7.3%
合 計	138	134	145	157	165	19.6%

資料：市教育振興課（各年度5月1日）

②特別支援学校の状況

■特別支援学校在籍者数

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
在籍者	1	34	19	67	121

資料：市教育振興課及び県高校教育課（令和5年5月1日）

■特別支援学校の状況(障がい別)

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
視覚機能障がい	0	0	0	1	1
聴覚機能障がい	1	0	2	2	5
肢体不自由	0	5	3	6	14
知的障がい	0	28	14	57	99
病弱	0	1	0	1	2
合計	1	34	19	67	121

資料：市教育振興課及び県高校教育課（令和5年5月1日）

(3) 障がいのある人の雇用・就業状況

①障がいのある人の雇用状況

	企業数 ※1(社)	雇用状況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		法定基礎労働者数 ※2(人)	障がい者数 ※3(人)	実雇用率 (%)	
平成30年	163	27,619.0	595.5	2.16	43.6
令和元年	168	28,525.5	637.5	2.23	43.5
令和2年	165	28,051.0	651.0	2.32	41.8
令和3年	171	28,501.5	644.0	2.26	45.0
令和4年	170	28,394.5	643.0	2.26	42.9
令和4年(福井県)				2.48	41.8
令和4年(全国)				2.25	51.7

資料：武生公共職業安定所（各年6月1日）

- ※1 常用労働者45.5人以上規模の企業数（法定雇用率2.2%が適用される民間企業）
法定雇用率は、令和3年4月から従業員43.5人以上の企業で2.3%が適用
- ※2 常用労働者数から除外率相当数（対象障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）
を除いた労働者数
- ※3 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計（重度の身体又は知的障がい者については、1人をもって2人分の障がい者として計上し、短時間労働者は1人分として計上）

《参考》

◇障がい者の法定雇用率の段階的引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	従業員43.5人以上	従業員40.0人以上	従業員37.5人以上

②障がいのある人の就業状況

■新規求職申し込み件数

単位：件

	身 体		知 的		精 神		そ の 他		合 計	
	障がい者	増減	障がい者	増減	障がい者	増減		増減		増減
平成30年	64	△24	30	△7	168	36	18	7	280	14
令和元年	81	17	34	4	176	8	25	7	316	36
令和2年	90	9	29	△5	165	△11	41	16	325	9
令和3年	78	△12	31	2	175	10	32	△9	316	△9
令和4年	87	9	34	3	272	97	31	△1	424	108

資料：武生公共職業安定所（各年度）

■就職件数

単位：件

	身 体		知 的		精 神		そ の 他		合 計	
	障がい者	増減	障がい者	増減	障がい者	増減		増減		増減
平成30年	47	7	18	△4	108	16	7	△1	180	18
令和元年	37	△10	18	0	93	△15	6	△1	154	△26
令和2年	34	△3	20	2	79	△14	24	18	157	3
令和3年	27	△7	21	1	81	2	16	△8	145	△12
令和4年	41	14	8	△13	97	16	9	△7	155	10

資料：武生公共職業安定所（各年度）

第2項 令和8年度における成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本としています。

【越前市の考え方】

施設入所者が地域で生活することについては、自宅で家族と生活することのほか、自立訓練等の利用により、アパート等での一人暮らしやグループホームでの共同生活ということが考えられます。

しかしながら、入所者の親族の高齢化や入所者自身の高齢化、障がいの重度化などにより地域移行の対象者となりにくく、また、施設入所となる障がい程度の方を受け入れるための環境整備も十分とはいえません。一方では、施設入所を希望されても待機が必要となる場合が多いことも現状としてあります。特に強度行動障がいのある人は、受け入れ先が見つからず、家族など支援者の負担が大きくなっています。

本市の各年度における施設入所の延利用者数は、概ね横ばい状態にあり、令和2年度から令和4年度の年度平均は、4.3人が入所し、7.3人が退所しており、利用者の入れ替わりがみられます。施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や地域生活支援拠点等及び地域における関係機関との連携により、必要な環境整備と地域移行を推進するとともに、当市の現状を踏まえ、施設入所の選択肢を抑制することがないように、入所者数については現状を維持することとします。

《成果目標》

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
地域移行者数	1人	2人以上	地域生活への移行に努める
入所者数	138人	138人	施設入所の選択肢を抑制しない

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進し、地域移行や定着を図ることとしています。

【越前市の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す政策理念を踏まえ、県が設置する圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による精神障害者地域移行・地域定着推進協議会への参加及び活用により、県丹南健康福祉センターと連携のもと、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

なお、令和2年度に県丹南健康福祉センター及び丹南5市町が共同で「丹南地域精神障がい者地域包括ケアシステム構築推進協議会」を設置したことにより、今後、精神障がい者や家族への支援体制に関する課題等について情報を共有し、県が想定する構築目標時期に本市も時期を合わせ、本市においても地域の実情に応じた体制の整備を一層進めていきます。

《成果目標》

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
丹南地域精神障がい者地域包括ケアシステム構築推進協議会開催	2回	随時	体制構築の推進

3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。

また、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るため、障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

【越前市の考え方】

国の基本指針を踏まえ、障がいのある人が、安心して自立した暮らしを送ることができるよう支援するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点を整備しました。しかしながら、十分に活用されていない状況にあるため、その機能が発揮できるよう体制の見直しを図るとともに運用状況を検証していきます。

また、強度行動障がいのある人については、支援が大変困難であり、受け入れ事業所も多くない現状です。本市では、強度行動障がいを有するとみなされる人のうち、現在約40人が在宅で生活しています。そこで、地域の関係機関が連携した支援体制を整備し、障がいを有する人の状況や支援ニーズの把握に努め、また本人のみならず、家族のレスパイトケアも併せて図ることにより、家族の精神的・身体的負担を軽減しながら長期的なサポートが可能となることを目標とします。

《成果目標》

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
地域生活支援拠点	1か所	面的整備の機能を担う事業所との連携 3か所以上	検証と検討を実施及び事業所の確保
強度行動障がい者支援	—	地域生活支援拠点や障がい福祉サービス協議体等との連携強化による支援体制の整備	支援体制の整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本として

います。具体的には、就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。また、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととしています。

【越前市の考え方】

福祉サービス事業所やハローワーク武生、丹南地区自立支援協議会等関係機関との連携を強化してきたことにより、令和3年度は10人、令和4年度は11人の福祉施設利用者が一般就労へ移行し、令和5年度末の目標値を達成したことを受け、令和8年度は、国の指針に沿った目標値とします。

また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上である事業所を全体の5割以上とすることについては、令和4年度の実績において、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所はありましたが、市内就労移行支援事業所全体では5割に達していないため、令和8年度末までの達成を目指します。

就労定着支援事業については、平成30年から始まった事業であり、県内でも実施している事業所が少なく、市内に1か所、福井市などに5か所しかなく、本市では令和4年まで利用者もいない状況でした。

就労先の労働環境や業務内容に順応することができ、長く働き続けられるよう支援するため、就労移行支援事業、就労定着支援事業、障害者就業・生活支援センター等の機関の役割分担を明確にし、連携しながら就労定着率アップを目指していきます。

(就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。)

《成果目標》

	令和3年度末	令和4年度末	令和8年度末	考え方
一般就労への移行実績	10人	11人	13人	1.28倍以上
就労移行支援	3人	6人	4人	1.31倍以上
就労継続支援A型	4人	2人	5人	1.29倍以上
就労継続支援B型	3人	3人	4人	1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上	市内事業所の令和4年度実績において、一般就労への移行割合5割達成は1事業所のみ。			
就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	事業所、利用者ともに少ない状況にあることから、ニーズを把握し、利用促進を図っていきます。			

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本としています。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築も求められています。

【越前市の考え方】

本市では平成25年度から児童発達支援センターなないろを設置し、発達の特性の気づきの段階から対応できる地域の中核的な療育支援機関となっています。また、令和5年4月から支援の対象年齢を18歳まで拡大し切れ目なく支援するとともに、福祉・教育・子育てなどが一体となった支援の体制づくりに取り組んでいます。今後も、支援機関等の中核となり、発達支援、家族支援、地域支援を総合的に提供できるよう関係機関等と緊密に連携し、重層的な障がい児の支援体制の構築と機能の充実を図っていきます。

《成果目標》

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
中核拠点型児童発達支援センター	1か所	1か所	総合的支援の充実
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築			

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村で1か所以上確保することを基本としています。なお、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

【越前市の考え方】

本市には児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が13か所あり、少しずつ事業所は増えてきていますが、重症心身障がい児は、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複していることに加え、医療的ケアを必要とすることも多く、特段の配慮が必要であり、また、重症心身障がい児の支援を主とする事業所は、一般型のサービス提供事業所とは人員配置基準や設備基準が異なり、看護師等の配置なども求められていることから、重症心身障がい児の支援を主とする事業所はまだありません。しかしながら、障がい児の状態に応じて、放課後等デイサービス事業所による受け入れがあるなど着実に前進しており、このような動きを後押しし、利用者のニーズに応じた支援体制の整備を図っていきます。

《成果目標》

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
実施事業所	—	1か所	事業所開拓

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに都道府県が医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としており、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えないとしています。

【越前市の考え方】

本市では、医療的ケアを必要とする障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、現在、心身の状況に応じて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、個別ケース等の協議の場を設置し、協議しながら対応しています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、県が開催する研修受講を勧め、コーディネーターの配置を目指します。

≪成果目標≫

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
協議の場	有	有	継続
コーディネーターの配置	無	1人	配置を目指す

6 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制強化を図るための体制を確保すること、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

【越前市の考え方】

本市では、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関が重要であると考え、第6期計画の予定を前倒しし、社会福祉課内に令和4年4月から基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行っています。今後は、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導や助言を行うことにより相談支援体制の充実・強化を図ることができるよう、人員体制の拡充や外部委託といった抜本的見直しも含めた検討を進めます。

≪成果目標≫

	令和4年度末	令和8年度末	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所	継続
福祉サービス関連協議体の設置	有	有	

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供ができているのか検証を行っていくことが望ましいとされており、また、適正な運営を行っている事業所の確保、相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成、審査支払システムによる審査結果情報・指導監督結果情報の共有など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を令和8年度末までに構築することを基本としています。

【越前市の考え方】

障がいのある人が地域の中で一人の市民として、あたりまえに生きていくことができるための支援が求められており、障がい福祉サービス等を利用する際には、可能な限り障がいのある人が自己決定できるよう意思決定支援の適切な実施が必要であることから、障がい福祉サービス事業者や相談支援者の質の向上が求められています。

本市では、地域の課題により迅速に対応することを目指し、福祉事業者や医療機関、関係公的機関など30以上の団体で構成する「越前市障がい福祉サービス関連協議体」を令和3年8月に設置しました。本市の強みであるこの福祉サービス関連協議体や丹南地区自立支援協議会の活動の充実に努めるとともに、県をはじめとする関係機関との情報交換や情報共有を密にし、ネットワークの構築や地域資源の開発を図ることにより、地域課題の把握、個別課題の解決に向け、障がい福祉サービスの担い手や事業所の質の向上を目指します。

《成果目標》

項目	令和4年度末	令和8年度末	考え方
福祉サービス協議体の開催	2回	随時	機能の強化

第3項 障がい福祉サービスの見込量

障がいのある人に対して、必要な障がい福祉サービス等が計画的に提供されるよう各種福祉サービスの必要量を以下のとおり見込み、その確保に努めます。

令和4年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、障がいのある人が自分の意思決定により地域で生活することを考慮し、必要量を見込みました。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
居宅介護	665.0時間分 (55人)	701.0時間分 (56人)	815.0時間分 (64人)	841.0時間分 (66人)	867.0時間分 (68人)	893.0時間分 (70人)

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的障がい者・精神障がい者で行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人の家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護及び外出時における移動中の介護を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
重度訪問介護	1,209.0時間分 (2人)	1,231.0時間分 (2人)	1,246.0時間分 (2人)	1,869.0時間分 (3人)	1,869.0時間分 (3人)	1,869.0時間分 (3人)

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報を提供するとともに、ヘルパーを派遣し外出時における移動、排せつ・食事等の援助を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
同行援護	92.0時間分 (9人)	99.0時間分 (8人)	59.0時間分 (6人)	88.0時間分 (8人)	88.0時間分 (8人)	88.0時間分 (8人)

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
行動援護	6.0時間分 (1人)	9.0時間分 (2人)	11.0時間分 (3人)	20.0時間分 (4人)	25.0時間分 (5人)	30.0時間分 (6人)

(5) 重度障がい者等包括支援

重度障がいにより常時介護を必要とし、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
重度障がい者等 包括支援	0.0時間分 (0人)	0.0時間分 (0人)	0.0時間分 (0人)	200.0時間分 (1人)	200.0時間分 (1人)	200.0時間分 (1人)

< 訪問系サービスにおける見込量の確保の方策 >

訪問系サービスについては、令和2年度から令和4年度までの実績と利用者の伸び率を勘案し、見込量を算出しました。ただし、同行援護などサービス提供事業所の少なさが実績に影響しているサービスもあり、利用者のニーズに十分応えられるよう、代替サービスや事業所の増加といった検討が必要な現状もあります。障がいの種別に関わらず、障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。また、重度訪問介護や重度障がい者等包括支援について、対象者等にサービス内容等の情報を十分に提供するとともに、事業所の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を必要とする人が、地域や入所施設において安定して生活を営むため、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
生活介護	4,467人日分 (222人)	4,448人日分 (224人)	4,497人日分 (229人)	4,537人日分 (231人)	4,577人日分 (233人)	4,617人日分 (235人)

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要な訓練を行います。

生活訓練では地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要な訓練を行います。なお、生活訓練には、知的・精神障がいのある人に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持や向上のために必要な訓練を行う宿泊型自立訓練を含みます。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立訓練 (機能訓練)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	8人日分 (1人)	8人日分 (1人)	8人日分 (1人)
自立訓練 (生活訓練)	409人日分 (24人)	417人日分 (25人)	328人日分 (21人)	374人日分 (22人)	391人日分 (23人)	408人日分 (24人)

(3) 就労移行支援

企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定の期間において生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労移行支援	399人日分 (23人)	336人日分 (19人)	467人日分 (27人)	504人日分 (28人)	522人日分 (29人)	540人日分 (30人)

(4) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人であつて、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかつた人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労継続支援A型	2,574人日分 (129人)	2,558人日分 (130人)	2,704人日分 (138人)	2,860人日分 (143人)	2,960人日分 (148人)	3,060人日分 (153人)
就労継続支援B型	5,140人日分 (282人)	5,195人日分 (289人)	5,388人日分 (295人)	5,400人日分 (300人)	5,490人日分 (305人)	5,580人日分 (310人)

事業所数

就労継続支援A型	県内44箇所（うち市内10箇所）
就労継続支援B型	県内77箇所（うち市内11箇所）

（令和5年4月1日現在）

(5) 就労選択支援

障がいのある人自身が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をするための支援を行います。（新設：令和7年10月1日施行予定）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労選択支援					5人分	15人分

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労への移行に伴い生じた環境変化や生活課題をもつ人に対して、企業や自宅へ訪問し、その解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労定着支援	-	1人分	3人分	4人分	5人分	6人分

(7) 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重度の障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
療養介護	14人分	14人分	14人分	15人分	15人分	15人分

(8) 短期入所

居宅において介護を行う人が病気の場合等に、障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
短期入所 (福祉型)	141人日分 (33人)	141人日分 (31人)	168人日分 (26人)	135人日分 (27人)	140人日分 (28人)	145人日分 (29人)
短期入所 (医療型)	5人日分 (2人)	7人日分 (4人)	9人日分 (3人)	8人日分 (4人)	8人日分 (4人)	8人日分 (4人)

< 日中活動系サービスにおける見込量の確保の方策 >

日中活動系サービスについては、令和2年度から令和4年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービスの利用者を勘案し、見込量を算出しました。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃等の確保にも留意していきます。また、短期入所等に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、提供体制の整備に努めます。

地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、地域生活支援拠点等の整備の充足や共生型サービス実施への働きかけなど環境整備を図るとともに、相談支援体制についても強化を図り、利用希望者に必要とする事業所情報を提供していきます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等の利用を経て、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な居宅訪問以外にも利用者からの相談や随時の対応を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立生活援助	0人分	0人分	0人分	1人分	1人分	1人分

(2) 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）では、就労している人又は就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している身体・知的・精神障がいのある人を対象に、夜間や休

日に、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等日常生活上の援助を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
共同生活援助 (グループホーム)	74人分	77人分	81人分	83人分	85人分	87人分

(3) 施設入所支援

生活介護、自立訓練等の利用者で、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
施設入所支援	142人分	139人分	144人分	145人分	145人分	145人分

< 居住系サービスにおける見込量の確保の方策 >

居住系サービスについては、令和2年度から令和4年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービスの利用者を勘案し、見込量を算出しました。

共同生活援助については、今後も需要が見込まれると考えられます。また、施設入所者や入院中の精神障がいのある人に対し、地域生活へ移行することを進めていくなか、移行後の生活の場として共同生活援助の利用を希望する人が増加すると見込まれるため、地域の理解を深めながら事業所によるグループホームの整備を促進し、生活の場の確保に努めていきます。

施設入所支援については、丹南地区障害者給付認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。

4 相談支援

障がいのある人やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用等計画を作成し、地域生活の支援を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
計画相談支援 (上：支給決定者数) (下：一月当たり利用人数)	749人 (190人分)	759人 (191人分)	795人 (228人分)	800人 (220人分)	815人 (225人分)	830人 (230人分)
地域移行支援	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	1人分	1人分	1人分

< 相談支援における見込量の確保の方策 >

相談支援については、令和2年度から令和4年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率のほか、施設入所者や精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の新たなサービスの利用者を勘案し、見込量を算出しました。

計画相談支援については、全てのサービス利用に関してサービス等利用計画の作成が可能な体制を整備することを前提として、事業所の確保と提供体制の整備に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援についても、施設入所者や入院中の精神障がいのある人が地域生活へ移行した際の利用が今後増えると見込まれることから、事業所の確保と提供体制の整備に努めます。

5 障がい児支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
児童発達支援	119人日分 (52人)	168人日分 (63人)	173人日分 (68人)	178人日分 (73人)	183人日分 (78人)	188人日分 (83人)

(2) 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
放課後等 デイサービス	1,143人日分 (100人)	1,307人日分 (117人)	1,327人日分 (122人)	1,347人日分 (127人)	1,367人日分 (132人)	1,387人日分 (137人)

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
保育所等 訪問支援	10人日分 (10人)	15人日分 (14人)	17人日分 (16人)	19人日分 (18人)	21人日分 (20人)	23人日分 (22人)

(4) 医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、通所により日常生活における支援や療育を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
医療型 児童発達支援	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	1人日分 (1人)	1人日分 (1人)	1人日分 (1人)

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
居宅訪問型 児童発達支援	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	0人日分 (0人)	3人日分 (1人)	3人日分 (1人)	3人日分 (1人)

(6) 障がい児相談支援

障がい児やその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画を作成し、地域生活の支援を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障がい児相談支援 (上：支給決定者数) (下：一月当たり利用人数)	70人 (15人分)	91人 (19人分)	111人 (60人分)	131人 (80人分)	151人 (100人分)	171人 (120人分)

< 障がい児支援における見込量の確保の方策 >

障がい児支援については、令和2年度から令和4年度までの実績を基礎として、利用者数の伸び率や新たなサービス利用者を勘案し、見込量を算出しました。

障がい児支援の課題として、児童の相談支援専門員が少なく、セルフプランが多い状況にあること、また、医療的ケア児の受け入れ態勢が不足していることがあります。越前市子ども条例における子どもの自立に則り、多様なニーズに対応できるよう事業所の確保と提供体制の整備に努めます。

(注1) 数値は、令和3年度～令和5年度は各年10月の実績

令和6年度及び令和7年度は(各年)10月、令和8年度は年度末3月の見込量

(注2) 単位の「時間分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用時間

(注3) 単位の「人日分」は、月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

第4項 地域生活支援事業

障がいのある人が、地域の中で真に豊かな生活を送るためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が必要です。今後も、理解促進のための研修や啓発及び自発的活動支援を実施し、共生社会の実現を図っていきます。また、以下にあげる事業の推進を図ることにより、自立と社会参加を支援していきます。

1 理解促進研修・啓発事業

誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築するために、障がい児者やその家族が講師等として積極的に参加し、お互いの理解が深まるような研修会等を開催します。また、手話言語条例が制定されたことをきっかけに手話の理解促進のため、出前講座等も行っていきます。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

地域共生社会の実現に向けた活動を実施する地域や障がい福祉団体を支援します。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。

丹南地区自立支援協議会を核とし、地域の様々な相談機能を活かしながら、すべての障がい種別に対応できる総合的な相談窓口の設置に努めていきます。

(2) 基幹相談支援センター

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。これら総合的な支援により、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めます。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
障害者相談支援事業所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置・強化	設置・強化	設置・強化
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有

< 見込量の確保の方策 >

丹南地区自立支援協議会と連携しながら、相談支援事業所の機能向上を図るとともに制度の周知に努めます。

4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障がい福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、判断能力が不十分な人について、個人の尊厳や権利擁護に努めます。また、中核機関の広報機能、相談機能、利用促進機能及び後見人支援機能の活用について検討していきます。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
成年後見制度 利用支援事業利用者	1人	1人	1人	2人	2人	2人

< 見込量の確保の方策 >

成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談支援に努めます。また、成年後見制度利用促進基本計画に沿って、市民後見人や法人後見人の担い手の確保等について検討を進めていきます。

5 意思疎通支援事業

越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例や越前市障がいの特性に応じた情報取得及びコミュニケーション条例の趣旨に基づき、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する事業を推進していきます。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
手話通訳者等派遣	35件	27件	45件	45件	45件	45件
要約筆記者等派遣	0件	0件	1件	1件	1件	1件
ガイドヘルパー派遣	3件	0件	10件	10件	10件	10件
手話通訳者設置事業 (設置人数)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)	(1人)

< 見込量の確保の方策 >

各種ボランティア養成講座を開催し、人員確保に努めます。
継続して手話通訳可能な職員を社会福祉課窓口配置します。
各種派遣事業制度の周知に努めます。

6 日常生活用具給付等事業

重度の身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。また、在宅での生活環境改善のため、住宅改修の支援を行います。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
介護・訓練支援用具	5件	3件	3件	3件	3件	3件
自立生活支援用具	4件	4件	4件	4件	4件	4件
在宅療養等支援用具	2件	4件	4件	4件	4件	4件
情報・意思疎通支援用具	50件	20件	20件	20件	20件	20件
排泄管理支援用具	1,488件 (279人)	1,564件 (296人)	1,564件 (296人)	1,564件 (296人)	1,564件 (296人)	1,564件 (296人)
住宅改修費	0件	0件	1件	1件	1件	1件
計	1,549件	1,595件	1,595件	1,595件	1,595件	1,595件

< 見込量の確保の方策 >

相談支援事業所等の関係機関と連携し、制度の周知を図ります。

7 移動支援事業（個別支援型）

外出時に支援を必要とする障がいのある人に対し、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動といった社会参加などを促進します。

	令和3年度 実績		令和4年度 実績		令和5年度 実績見込み		令和6年度 見込み		令和7年度 見込み		令和8年度 見込み	
	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間	箇所	人数 時間
移動支援事業 (個別支援型)	8	12 698	9	15 922	8	15 922	8	15 922	8	15 922	8	15 922

< 見込量の確保の方策 >

事業所の拡充を図るとともに、人材の確保や質の高いサービスを提供するよう、事業者等に要請していきます。また、利用の促進を図るため事業の周知に努めます。

8 地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、各機能を備えたセンターにおいて、創作的活動又は生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

- Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。1日当たりの実利用人数20人以上
- Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人数15人以上
- Ⅲ型：障がいのある人を地域において援護するため、概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が、通所による事業を実施します。1日当たりの実利用人数10人以上

	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績見込み		令和6年度見込み		令和7年度見込み		令和8年度見込み	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
地域活動支援センターⅠ型	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域活動支援センターⅡ型	1	15	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17
地域活動支援センターⅢ型	1	10	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15

(注) 利用者数は、1日当たりの平均利用人数

< 見込量の確保の方策 >

事業者や関係機関と連携を図りながら、制度の周知を図ります。

9 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障がいのある人を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を提供することにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績見込み		令和6年度見込み		令和7年度見込み		令和8年度見込み	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
福祉ホーム事業	1	8	1	9	1	9	1	9	1	9	1	10

< 見込量の確保の方策 >

利用者やその家族に対する適切な情報提供とサービスの周知に努めます。

10 訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な身体に障がいのある人を対象に、特殊車両で訪問し、入浴サービスを提供します。

	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績見込み		令和6年度見込み		令和7年度見込み		令和8年度見込み	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
訪問入浴サービス事業	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

< 見込量の確保の方策 >

サービス提供事業所が限られていることから、事業者の負担が大きく、事業継続が困難となるおそれもあることから、利用者のニーズに十分応えられるよう、代替サービスの検討が必要な現状もあります。事業者と連携を図りながら、必要なサービスの提供に努めます。また、事業の周知に努めます。

11 知的障がい者職親委託事業

知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、知的障がいのある人の自立を促します。

	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績見込み		令和6年度見込み		令和7年度見込み		令和8年度見込み	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
知的障がい者職親委託事業	2	4	2	4	1	3	1	3	1	3	1	3

< 見込量の確保の方策 >

職親制度の引き受け可能な事業者の確保と事業の周知に努めます。

12 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績見込み		令和6年度見込み		令和7年度見込み		令和8年度見込み	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
日中一時支援事業	12	522	12	557	12	557	12	557	12	557	12	557

< 見込量の確保の方策 >

事業者と連携し、人材の確保とサービスの充実に努めます。また、事業の周知に努めます。

13 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、身体障害者福祉連合会を始めとした各種団体の活動及び組織強化を支援し、スポーツ大会等のイベント開催による外出や社会参加の機会を創出します。

また、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために音訳した市の広報の提供、手話奉仕員養成研修の実施及び福祉車両の取得や改造にかかる費用の一部助成等により、障がいのある人の社会参加を促進します。

	令和3年度 実績		令和4年度 実績		令和5年度 実績見込み		令和6年度 見込み		令和7年度 見込み		令和8年度 見込み	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
スポーツ大会等 開催等事業	1	173	1	397	2	500	3	500	3	500	3	500
音声の広報等 発行事業		16		13		12		12		12		12
手話奉仕員養成 研修事業	1		1		1		1		1		1	
自動車改造等 助成事業		3		3		4		4		4		4

< 見込量の確保の方策 >

ニーズを把握し、事業内容を工夫するとともに、事業の周知を図ります。

(注) 数値は、令和3年度及び4年度は各年度末3月の実績
令和5～8年度は年度末3月の見込量

越前市障がい福祉計画等策定委員会

委員一覧

(敬称略・順不同)

No.	種別	氏名	所属等	役職等
1	学識経験者	青井 夕貴	仁愛大学人間生活学部	准教授
2	福祉サービス事業所	山本 與志彦	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	在宅福祉部長
3	福祉サービス事業所	古市 峰子	社会福祉法人ふくい福祉事業団 障害者支援施設 若越みどりの村	所長
4	福祉サービス事業所	高橋 ひろみ	社会福祉法人 芦山会	総括施設長
5	福祉サービス事業所	佐々木 康江	社会福祉法人わかたけ共済部 総合福祉支援事業所わかたけ	サービス管理 責任者
6	福祉サービス事業所	畑山 明美 (10月まで)	希星	管理者
		浅野 美幸 (11月から)	翔っ子	
7	団体代表	加藤 一守	越前市民生児童委員連絡協議会 連合会	副会長
8	団体代表	畑 潤一	越前市身体障害者福祉連合会	会長
9	団体代表	岸下 現悟	越前市身体障害者福祉連合会	副会長
10	教育機関	源甲斐 恵美	福井県立南越特別支援学校	校長
11	教育機関	見延 政和	越前市教育委員会事務局	事務局長
12	行政機関	小林 利浩	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	福祉課長
13	行政機関	堀 充仁	武生公共職業安定所	雇用指導官
14	行政機関	出口 茂美	越前市市民福祉部	部長

越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画(以下これらを「障がい者計画等」という。)の策定(改定を含む。以下同じ。)又は評価(以下「策定等」という。)に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画等の策定等に関する調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障がい者計画等の策定等にかかる調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(委員会招集等の特例)
- 2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

附 則 抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第7期越前市障がい福祉計画 第3期越前市障がい児福祉計画

令和6年4月

- 発行 越前市市民福祉部社会福祉課
〒915-8530 越前市府中一丁目13-7
電話 (0778) 22-3004
FAX (0778) 22-3257
越前市ウェブサイト <http://www.city.echizen.lg.jp/>

- 印刷 たけ心福祉工場
〒915-0876 越前市白崎町35-10-1
電話 (0778) 21-3500
FAX (0778) 21-2244